特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	不妊治療費の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、不妊治療費の支給に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	不妊治療費の支給に関する事務			
②事務の概要	特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱第5条第1項の規定による助成金の支給要件確認のための申請に係る事実についての審査に関する事務			
③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル	名			
不妊治療費の支給に関する情	青報			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第2項、別表 131の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番 2の項	号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 1		
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携			
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	•番号法第19条第9号			
5. 評価実施機関における	- 			
①部署	京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室			
②所属長の役職名	京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	〒602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内室	R町 京都府健康福祉部こども・子育て総合支援		
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	〒602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内室	R町 京都府健康福祉部こども・子育て総合支援		
9. 規則第9条第2項の適	用	[]適用した		
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満			
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故				
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		く選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 施機関については、そ] れぞれ重点	·項目評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	び全項目評価書
載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	クシステム	を通じた入手	を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れ	ている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている。	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れ	にいる]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れ	ている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れ	ている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネ	ットワークシ	ステムを通じ	た提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[特に力を入れ	にいる]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 2)十分である 3)課題が残されている。	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		I.]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れ	にいる]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 2)十分である 3)課題が残されている。	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力を入れ	 .ている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい	

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	複数人で入力された情報や上長によ	る最終確認を実施している。		

9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 []]内部監査 []外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 			
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、技術	的安全管理措置を実施しているため。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 4. ②	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和3年11月1日	I 5. ②	こども・青少年総合対策室長	京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室 長	事後	評価書見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 8.	京都府総務部総務調整課	京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 3.	番号法第19条第9号 別表第二の120の項 条例別表第1の12の項	番号法第9条第2項、別表 131の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律施行条例 別表 第1 12の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 4.2	番号法第19条第9号 別表第二の120の項 条例別表第1の12の項	番号法第19条第9号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 5.①	京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室	京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 5.2	京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室長	京都府健康福祉部こども・子育で総合支援室長	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 7.		〒602-8570京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 京都府健康福祉部こども・子育て総	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 8.		〒602-8571京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 京都府健康福祉部こども・子育て総	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	Ⅱ1.	令和4年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	Ⅱ 2.	令和4年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV8.	(新規追加)	複数人で入力された情報や上長による最終確 認を実施している。	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	IV11.	(新規追加)	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、技術的安全 管理措置を実施しているため。	事後	評価項目の追加